

## 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (平成31年度暫定予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 12,194百万円

### 1. 社会保障施策の充実(7,664百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 育て	教育・保育給付費	7,605			3,271	4,334
	地域子ども・子育て支援事業費	1,528			948	580
	児童保護措置費	2,246	1,096	9	44	1,097
医療・ 介護	後期高齢者医療負担金	21,229			53	21,176
	国民健康保険助成費	10,354			78	10,276
	難病等対策費	1,635	802		791	42
	地域医療総合確保事業費	1,371	878	54	439	
	介護給付費負担金	19,780			1,100	18,680
	地域介護総合確保事業費	2,810	1,876		934	
	診療報酬の充実	5,925	1,627	2	6	4,290
合 計	74,483	6,279	65	7,664	60,475	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみは、「診療報酬の充実」に計上。

### 2. 社会保障施策の充実以外の使途(4,530百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。